

退職後に三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合への  
継続加入を希望する方へ

会社を退職した後、希望する方については当健康保険組合の「任意継続被保険者」として引き続き加入することができます。概要は下記のとおりです。

記

1. 加入期間

- ・任意継続被保険者としての加入期間は、2年間です。

2. 保険料または保険給付の計算基礎となる標準報酬月額

- ・退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額（令和8年度は44万円）のいずれか低い額になります。

3. 保険料について

- ・保険料は、加入者の標準報酬月額に保険料率を掛けた額となり、在職中に会社が負担していた分と個人が負担していた分が全額自己負担となります。
- ・各年度の全被保険者の平均標準報酬月額の変動や保険料率の見直しにより、保険料が変更になることがあります（通常4月）。

**※国民健康保険のように「個人の収入の状況による保険料の見直し」は行いません**

- ・介護保険料に関しては、40歳以上65歳未満かつ日本在住の被保険者に介護保険料の負担が発生します。

※具体的な保険料の額については、退職前に事業主（会社）にご確認ください。

4. 保険料の納付

- ・保険料は月払と前納払が選択できます。（前納には割引が適用されます）  
（月払）⇒当月分を毎月10日に納付〔金融機関休業日の場合は翌平日〕  
（前納）⇒「通年払（4月～翌年3月）」「半期払（4月～9月、10月～翌年3月）」  
※納付書を発送いたしますので、納付期日を必ずご確認ください。  
なお、一度選択した納付方法の変更はできませんのでご注意ください。

【注意事項】

(1) 納付は納付書記載の指定口座へ、銀行振込によりお願いします。

①ATM、インターネットバンキングからのお振込みを推奨します。

なお、この場合は納付書への領収印は受領不要です。

②ゆうちょ銀行の窓口では、送付する納付書でのお振込み手続きはできません。

窓口備付の手続き用紙を使用するか、ATMにて手続きをお願いします。

③振込手数料はご負担願います。なお、保険料の口座振替は行っておりません。

(2) 正当な理由なく期日迄に納付されない場合は、翌日に加入資格を喪失します。

5. 被扶養者の認定について

任意継続被保険者となる方には在職中、被扶養者に関する生計維持関係の調査を年一回実施しており、健保組合として状況を把握できていることから、**在職時から引き続き被扶養者とする者に限り**「任意継続被保険者資格取得申請書(兼)扶養申請」提出時の**生計維持に関する添付書類は不要**といたします。

なお、適正な保険給付を行う観点から、任意継続被保険者となって以降も上記**年一回の生計維持関係の調査の対象**となります。

<次項につづく>

## 6. 保険給付等

- 1) 任意継続被保険者となった方は、在職中と同様に健康保険の各種給付（法定給付および付加給付等）が受けられます。  
ただし、傷病手当金・出産手当金や保健事業の一部など対象とならないものがあります。
- 2) 健康診断は、一年度に1回（任意継続満了までに計2回）受診できます。
- 3) 保険給付金（現金給付）や補助金等が発生した場合は、任意継続の加入申請時に申出  
ていただいた指定口座へ振り込みます。

## 7. 資格の喪失について

次の事由が発生したときには資格喪失となります。

- (1) 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- (2) 保険料の納付期日までに保険料を納めなかったとき
- (3) 就職先で健康保険・共済組合等の被保険者資格を取得したとき
- (4) 任意継続被保険者が死亡したとき
- (5) 被保険者から資格喪失を申し出たとき
- (6) 被保険者が75歳に達したとき（後期高齢者医療制度に加入）

※上記(3)(4)(5)に該当した場合は、速やかに当健康保険組合へご連絡ください。

※資格喪失後に当健康保険組合の資格で使用（受診）した場合は、当該医療費全額および  
その他給付金等を遡及返還いただきます。

## 8. その他

- 1) 任意継続被保険者になると、被保険者の**記号・番号が変わります**。切り替え時に医療  
機関にかかっているときは、その旨を医療機関に申し出て下さい
- 2) 住所変更や扶養家族の異動等が生じた時の書類提出やその他のお問合せは、直接当  
健康保険組合宛にお願いします。また、ホームページもご活用願います。

### <健康保険組合連絡先>

所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 丸の内二丁目ビル 6階  
電 話 03-6257-0280 ※平日の 10:00～12:00、13:00～16:00  
F A X 03-6257-0311

こちらもご覧ください



健保組合 HP

[https://www.meltec-kenpo.or.jp/member/outline/retire\\_a.html](https://www.meltec-kenpo.or.jp/member/outline/retire_a.html)